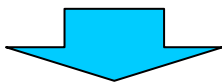


景観に配慮した海岸事業

これまでの海岸事業では必ずしも景観への配慮が十分でないところがありました

- 例)
- ・周辺部との連続性のない形状の構造物
 - ・周辺環境や風土になじまない施設や植栽
 - ・圧迫感を与えたり、空間の連続性を断絶する施設
 - ・構造物への違和感ある装飾、ペインティング



今後の海岸事業の実施にあたっては、このガイドラインを活用し、海岸景観の調和が図られるように努めて参ります

それぞれの海岸特有の地形やそこに生きる動植物、そして人々の暮らしとの適切なバランスを考えた海岸保全や背後地の計画・設計・整備・維持管理に取組みます

海岸景観形成に向けた具体的取組み

- 都道府県等の海岸管理者に対して、下記の取組みを行うようお願いしていきます
- ①海岸保全基本計画の改訂の際には、景観形成ガイドライン等を参考にして、景観検討に関する記述を追加・充実すること
- ②海岸事業を行う場合は、景観形成ガイドライン等を参考にして、事前に景観の検討を行うこと
- 海岸行政の担当者を対象とした講習会や会議等で景観形成ガイドラインの普及を図ります

尊重すべき自然環境基盤

■弓なりの汀線の眺め



自然が作った美しい曲線は海岸における良好な鑑賞対象であり、尊重されるべき
そのため、汀線をなるべく阻害しないといった工夫が必要

■背後の松原からの海浜の眺め



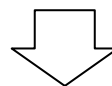
海浜だけでなく、背後からの風景にも配慮することが大切

海岸景観への配慮事例

■砂浜と突堤の滑らかな擦り付け



- ・砂浜の空間を包み込むように、突堤基部に膨らみを持たせ、滑らかに砂浜と接続
- ・突堤を直立堤としない
- ・砂浜や水面と接する面を緩傾斜に
- ・自然石を積む



砂浜が突堤に滑らかに擦り付いて収束し、不自然な印象がない

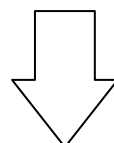
■海岸堤防・護岸の人工的印象の緩和



- ・護岸の端部に石を用い、護岸のエッジの印象を和らげている
- ・松林の緑陰が護岸線付近に落ちて、砂浜と背後空間との境界部が強調されずにぼかされている



階段護岸の端部から盛土と緑化を施すことによって護岸の終端部をぼかし、階段護岸の印象を和らげている



海岸堤防・護岸の人工的印象の緩和

(参考)ガイドラインの構成【理念編】

I. 理念編

1. 海岸における景観検討の必要性

2. 海岸景観の捉え方～基本認識～

2.1 海岸景観検討の視座

- ・ 自然環境基盤
- ・ 自然生態環境
- ・ 人間生活環境

調和

2.2 海岸景観の構成要素

- ・ 自然的要素
- ・ 人工的要素

2.3 海岸の「静」と「動」の認識

2.4 地域の個性としての地形

2.5 海岸と人々との多様な結びつきとその歴史の読み取り

2.6 海岸の論理と都市の論理

3. 海岸における景観形成の理念

3.1 海岸の景観形成の理念

3.2 地域固有の「自然環境基盤」の尊重

3.3 背後地の「生活環境」や「生態環境」への理解

3.4 「自然環境基盤」と「生活環境」や「生態環境」の秩序とその調和の検討

3.5 海岸景観形成の秩序とその調和の実現に向けて

(参考)ガイドラインの構成【実践編】

Ⅱ. 実践編

1. 調査段階

1.1 検討対象範囲調査段階

1.2 地域特性の把握調査段階

(1) 「自然環境基盤」(自然地形)の読み取り

(2) 「生態環境」の読み取り

(3) 「生活環境」の読み取り

(4) 災害の履歴(災害と防護)

(5) 景観マップの作成



2. 構想・計画段階

2.1 景観形成基本方針の検討

2.2 景観形成における 基本的な配慮事項

(1) あるべきところに
あるべきものをつくる

(2) 自然環境基盤の尊重

(3) 国土の輪郭としての汀線
形状への配慮

(4) 多様なアクセスのあり方
の検討

(5) 背後空間等との空間的・
視覚的一体性の確保

(6) 施設・構造物等の収まり

2.3 関係者及び関連計画との 調整・連携



3. 設計段階

(1) 海浜(砂浜、礫浜、磯浜等)

(2) 汀線

(3) 海岸堤防・護岸

(4) 離岸堤

(5) 突堤・ヘッドランド

(6) 海岸林・緑地・植栽

(7) その他の施設



4. 施工段階



5. 景観形成に向けた体制

5.1 初期段階からの景観検討の
必要性

5.2 景観形成の一貫性、継続性
の確保

5.3 検討体制の構築

5.4 地域住民の役割

5.5 各種専門家の役割

5.6 行政の役割